

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
11月6日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....
 - 公告
 - 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....
 - 政治団体の異動事項.....
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....

山口県告示第三百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
ヘイワ薬局新田店		防府市大字新田一〇四七の二		平成三〇、八、三

山口県告示第三百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
ヘイワ薬局防府南店		防府市三田尻一丁目二番七号		平成三〇、八、四

山口県告示第三百八十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、徳山ポルトビル新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 徳山ポルトビル新築工事
 - (一) 工事場所 周南市築港町地内
 - (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上四階建	構 造	延 べ 面 積
		二、一二四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等

級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成三十年十一月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年十一月二十一日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年十二月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三三―三三三〇）にすること。



(二五六) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成三十年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営堤ヶ迫（下）地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

平成二十九年十二月五日



山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届年月日)
山口県民主党第四支部 山口県岩国市	畑原 勇太	藤井 明宣	岩国市関戸 / 丁目10の1	一以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(自由民主党)の支部	平成30、4、25
田村ひろみ後援会	木戸 久夫	村元 通鬼	元町 / 丁目 / 番 17号		” ” 2
中村まさかず後援会	中村 雅一	清原 一成	錦見4丁目7番 24号		” ” //

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年十一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備 考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党日置支部	江原 達也	代 表 者 会計責任者	江原 達也 三輪 由浩	江原 清 江原 吉朗	平成30、 4、 1
自由民主党山口県自動車販売支部	安井 久則	代 表 者	安井 久則	末富 喜昭	" 3、16
植野伸一後援会	植野 伸一	会計責任者	植野千加子	中村 守	平成29、 5、30
大内一也ビジョン研究会	大内 一也	事 務 所	周南市新地町 15番23号	周南市新宿通 2丁目14	平成30、 4、 1
木村健一郎後援会	近間 純栄	代 表 者	近間 純栄	赤星登志太	" 17
幸福実現党山口後援会	森重 弘己	会計責任者	石山 美紀	小池 徹	" 15
T K C河村建夫政経研究会	金重 泰夫	"	高野 典介	高野 廣	" 3、30
平岡泰彦後援会	平岡 泰彦	代 表 者	平岡 泰彦	岡村 芳雄	" 1、20
平田啓一後援会	幸坂 國義	"	幸坂 國義	野村 浩幸	" 4、1
ふじむら典久後援会	吉見 正孝	"	吉見 正孝	藤村 弘成	" 2
まんだに竹彦後援会	萬谷 茂樹	事 務 所	光市虹ヶ浜3 丁目2番25号	光市虹ヶ浜3 丁目2番23号	" 2
山口県社会福祉政治連盟	原 昌克	会計責任者	中屋 文明	澤村有利生	" 1
		事 務 所	山口市中園町 4番23号	山口市黄金町 2番19号	

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十一月六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年月日
福田秀夫後援会	中村 和久	福田 正恵	周南市松保町6番6号	平成30、 3、30
藤岡利康後援会	長田 雪夫	大藤 一郎	岩国市周東町下久原1004	平成29、 12、31
山口県病院連盟	木下 毅	神徳 真也	山口市吉敷下東3丁目/番/号	平成30、 3、27

平成三十年十一月六日印刷

発行人所

山口県知事